

答弁書第三号

内閣参甲第一六八号

昭和二十四年十二月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員江熊哲翁君提出さんま漁解禁日繰下げに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員江熊哲翁君提出さんま漁解禁日繰下げに関する質問に対する答弁書

一、戦後さんま漁法の急激な変化は従来操業していた漁業者に大きな打撃を與え、特に洄遊時期、洄遊経路が或る程度明瞭であるので、洄遊初期に近い北の漁業者と南下接岸を待つ南の漁業者との漁場遠近による優劣の差は例え漁船の大型化により或る程度緩和されるとは言え、当然問題にされるので解禁日変更が社会的問題となるゆえんもまたここにあるように考えられる。

二、洄遊時期、洄遊経路が或る程度明瞭ではあるが、年齢組成上より、或は種属の点より、研究すべき多くのものがあるので試験機関と協議の上、明年度漁期迄に結論を得るよう努力中である。

三、現行のままで行つた方が変更するよりも社会問題が軽微であると考へているのではなく、昭和八年以降実施して来たら現在これを變更するよりも踏襲する方が無難であるからと言ふ意味だけで變更することを躊躇しているのではなく、海況漁況が年により變るのを九月二十一日をもつて解禁日として実施するのが妥当でないことの事實は論ぜられているが、資源を保護し、大型船と小型船との條件の優劣の差、北と南の地域による差等を如何に調整して行くかを根本的に研究中である。

四、明年漁期前に諸問題に検討を加え、行政方針を確立するよう鋭意努力する考へである。